

今月 22 日には珍しい「皆既日食」が起きます。日本の陸地に限ると、実に46年ぶりとのこと。ということは前回は観た(記憶にある)という方は50歳以上でしょうか？次回まで国内では26年間観られません。この宇宙の神秘を観ることは生涯においての大チャンスだと思います。是非、生で観られればと思っております。



<7日 小暑、七夕、19日 土用の丑、20日 海の日、23日 大暑 ☆22日 皆既日食>

1. July ご案内・改正情報

1 算定基礎届(定時決定)は、7月10日が提出期限です。

4月—6月(支払ベースで見ます)の3か月の給与平均額の算定基礎の結果、9月(保険料変更は、通常翌月支払い給与から)に改定されます。また、固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬2等級以上差がある場合には7月改定(7月月額変更届)となります(固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も)。

2 賞与の時期となり、支給後「賞与支払届」を出します。予定月が社会保険事務所に登録されており、予定月に支給しない場合「不支給」として書類を提出しなければなりません。月々の給与と同じ料率ですが、注意点は以下の通りです。

① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・厚生年金保険は150万円ですが、健康保険は、年度の累計額で540万円が上限となっています。本人からは、健康保険 41/1000、介護保険 5.95/1000、厚生年金保険 76.75/1000

② 雇用保険も月々給与と同様 本人からは4/1000(建設業 5/1000)

3 既に、労働保険の年度更新申告書を関与事業所様は受付が完了し、納付書をお渡ししていますが、納期限が第期が7/10ですので、よろしくお願い致します。3分割の場合第2期・・・11/2, 第3期は22年2/1です。(事務組合SRセンターに委託されてます事業所様は、6/29、10/27、1/27の口座振替です)



2. 名言名句

人にどう思われるかを行動の基準にするのは大嫌いだが、
『人にどう見られるのが理想か』を考える価値はあると思っている。

(リチャード・カールソン)

「小さいことにくよくよするな!の②」の家族編で、「誰かが見ていると想像する」ことで自分の今の態度を改められると思います。人が見ていたらそんな行動しないであろうという日常の場面、ありますね。

3. 法律ワンポイント

<雇用保険の基本手当の日額等の変更について>

雇用保険の給付額を算定するための基礎となる賃金日額の範囲等が、**本年8月1日から変更**されます。

雇用保険の基本手当(求職者給付)の日額の算定基礎となる賃金日額の範囲等については、**雇用保険法の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇又は低下した比率に応じて、毎年自動的に変更**されます。

→今般、毎月勤労統計の平成20年度の平均給与額(同年度の各月における平均定期給与額の平均額)が、平成19年度の平均給与額と比べて**約0.6%低下したため**、以下の3点を行う旨の告示が制定され、本年8月1日から適用されます。

(1) 賃金日額の最低額及び最高額等の引下げ

(例 45歳以上60歳未満の者の賃金日額の上限:15,460円→15,370円)

(※ これに伴い、45歳以上60歳未満の者の基本手当日額の最高額は、7,730円 → 7,685円)

(2) 失業期間中に自己の労働による収入を得た場合の基本手当の減額に係る控除額の引下げ

(1,334円 → 1,326円)

(3) 高年齢雇用継続給付の支給対象となる労働者の賃金限度額(支給限度額)の引下げ

(337,343円 → 335,316円)

★この基本手当の日額等の変更は雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の1日の1人当たりの上限額に関係しています。→最高日額が7,685円(←45円)に

4.データ・情報

- ① 厚生労働省が6/4に発表した人口動態統計によると、2008年の合計特殊出生率(女性が生涯に産む子どもの数)は1.37で前年の1.34を上回った。06年に6年ぶりに上昇して以来、3年連続となった。出生数は109万1,150人で前年比1,332人の増加。
- ② 短時間勤務制度を義務化／改正育児・介護休業法が成立
改正育児・介護休業法が6/24、参院本会議で全会一致で可決、成立した。主な改正内容は
(1)3歳未満の子どもを持つ従業員への短時間勤務制度の導入・残業免除の義務化
(2)専業主婦(夫)を配偶者に持つ従業員への育児休業取得促進
(3)介護休暇制度の新設
(4)勧告に従わない企業名の公表など。施行は公布から1年以内、ただし(4)は3カ月以内。
- ③ 「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」のために約6,000億円を取り崩したことなどにより、労働保険特別会計の雇用勘定のうち雇用安定資金の残高が、2009年度補正予算後に約3,200億円となり、前年度比で約3分の1となったことがわかった。(6/28)

＜☆皆既日食情報＞今月22日には日食が起こります。日本では、全国で部分日食を観察することができます。また奄美大島北部、トカラ列島、屋久島、種子島南部など、皆既日食帯と呼ばれる細長くのびた地域・海域内では、皆既日食を観察することができます。皆既日食になると、太陽のまわりにはコロナが広がって見られます。また太陽表面から吹き出ている赤いプロミネンスなども観察することができます。空は、程度は日食ごとに違いますが、夕方・

	食始め	食の最大	最大食分	食の終わり
東京	9時55分33秒	11時12分58秒	0.749	12時30分20秒
京都	9時47分40秒	11時5分52秒	0.809	12時25分21秒

明け方の薄明中のように暗くなり、明るい星ならば見ることもできます。地平線近くは、夕焼け(朝焼け)のように空が赤く染まって見られます。(国立天文台HPから)

☆最大食分が1.00で完全に重なりますので、名古屋では80%ぐらいの食で、時刻は午前11時ぐらいでしょうか。

<T-HRM> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

エコカーで自動車販売が上向きなようで、メーカーにも景気回復のきざしが見られると言われています。エコカー減税もあってまさにエコカーブームです。家電ではエコポイントと称して、地デジTV、エアコン、冷蔵庫を買った人について省エネタイプの機種で景品に交換できるポイントが付いています。購入予定のない人・家庭ではその恩恵にあずかることはできないので、全く興味なしだと思います。しかし、一体エコポイントのどこがエコであるのか、大型になればなるほどポイントが大きくなるようで、いくら省エネとはいえ、電力消費は大きくなるでしょう。購入しない人にとって、税金が投入されるこの制度は不公平と言い切っても良いでしょう。その制度の窓口は天下り役人の居場所になっているのは納得のしようがありません。景気対策の一環ならばもっと対象商品の幅を広げるとかしたら良いと思います。そして！

電気製品を「より使わない家庭」にこそ報奨金を出しても良いのでは！？ならば公平感があるのではと思うのですが……。